

法律知識 No.49



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

未成年の子供が無断で行ったクレジットカード決済は取消しできるか



先日、クレジットカード会社から届いた利用明細書の内容を確認したところ、身に覚えのない約20万円の利用履歴が載っていました。利用先を問い合わせたところ「オンラインゲーム」の運営企業でした。小学校6年生の長男が「オンラインゲーム」で遊んでいたことを思い出したので、長男に確認したところ、勝手に私の財布からクレジットカードを取り出し、カード番号などを利用して「アイテム」を購入していたことが分かりました。

クレジットカードの暗証番号を長男に教えたことはありませんが、その「オンラインゲーム」は、カード番号など、クレジットカードに記載している情報だけで決済できる仕組みだったようです。また長男は、年齢確認の際、20歳以上となるよう偽った生年月日を入力していました。

長男は未成年者であるため、「アイテム」の購入を取り消し、約20万円の請求も無かったことにすることは可能でしょうか。

A

未成年者が親権者の同意を得ずに締結した契約は、原則、取消しできるとされています（なお、民法の改正に伴い、令和4年4月以降は、18歳未満が未成年者となります）。しかし、幾つか例外があり、お小遣いのように、親権者が自由な処分を許した財産に関する契約などは取消しできないというものや、未成年者が、自分が成年者であると「詐術」を用いた場合は、取消しできないというものがあります。

今回は、子供が年齢確認の際に生年月日を偽ったことが、「詐術」を用いたことに当たるかが問題となります。従来の「詐術」に関する裁判例は、「自己が成年に達している」と告げるだけでは「詐術」に当たらない、とし、その他の事情も考慮して判断する傾向があります。

今回のような「オンライン」上の取引の法律関係を明らかにするために、経済産業省がまとめた「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」では、「詐術」といえるかどうかは、未成年者の年齢のほか、その商品の性質が、未成年者が取引に入ることが想定されるようなものか否か、また、運営企業が設定する、成年者かどうかを確認する画面上の表示が、未成年者に対して警告の意味を認識させるに足りる内容であるか、あるいは、年齢確認の仕組みが、未成年者が虚偽の入力により取引することを困難にするものとなっているかなどの事情を総合的に考慮した上で判断すべきものとしており、成年者かどうかの問いに、単に「はい」のボタンをクリックさせるだけの場合は、「詐術」を用いたことにならないとしています。

今回、子供が虚偽の生年月日を入力していますが、そのことだけで「詐術」と判断されるわけではなく、運営企業が虚偽の入力を防ぐ仕組みを設けていたかどうかなど、他の事情も確認する必要があります。その上で、「詐術」を用いたことに当たらないといえるのであれば、未成年者であることを理由とし、「アイテム」の購入契約の取消しを主張することが可能となります。

ここからは広告です。